

児童・生徒の健全育成・いじめの防止等に向けた 警察・学校相互連絡制度の活用について

令和5年4月 国立市教育委員会

人間関係の希薄化・規範意識の低下やインターネットの急激な普及などによる社会の大きな変化に伴い、児童・生徒の生活指導上の課題も多様化、深刻化、広域化しています。学校は、保護者・地域と連携して児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう環境づくりに努めています。さらに、児童・生徒の健全育成を充実させるために、警視庁との間で相互連絡制度を結んでいます。

●警察・学校相互連絡制度とは

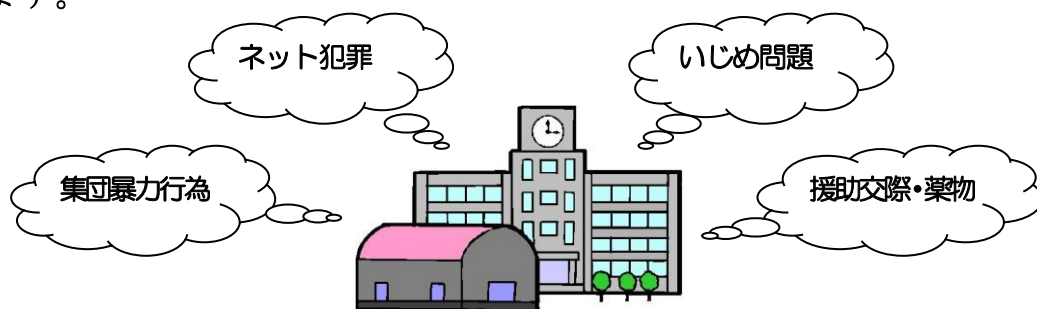
警察・学校相互連絡制度は、学校や保護者・地域が協力して取り組んでも、事件の解決が困難な場合に、学校と警察が連携を強化して取り組むための方策です。

平成16年に東京都教育委員会と警視庁が、その後、全ての区市町村教育委員会が順次相互連絡制度の協定を結びました。国立市教育委員会も、平成25年9月に協定を結んでいます。

警察・学校相互連絡制度の意義

学校と警察が連携することで

- 児童・生徒が犯罪の被害者になりそうときや大きな事件に巻き込まれそうになっているときに、相互に情報を共有することで、未然防止や早期解決が図られます。
- 学校で発生した悪質ないじめ問題などの生活指導上の課題に、警察が専門的な立場に関わることで、早期解決が図られます。
- 警察が把握している健全育成上の情報を学校が提供されることで、関係児童・生徒の規範意識の醸成及び立ち直り、再犯の防止が図られます。



警察と学校の相互連絡制度Q&A

Q1 この制度が活用されるのはどのような場合ですか

児童・生徒に健全育成上の課題について学校で指導し、改善を図るために保護者や地域と連携を図った上で、学校だけの対応では改善を図ることが難しい場合や、児童・生徒の法に触れる行為や犯罪の被害者になる可能性があることについて、警察が本人・保護者等へ指導をした上で、警察が学校と連携することが必要と考える場合です。

Q2 この制度で保護者が知らない事が警察に伝わることはありますか

学校から警察に連絡する内容は、学校が生活指導上の課題について保護者を含めて十分な話し合いを持ち、解決に向けて努力を続けたが、これ以上は学校だけでは改善が困難な場合となります。

したがって、保護者が知らない情報が、学校から警察に提供されることはありません。

Q3 この制度で相互連絡された内容は本人・保護者に知らされるのですか

この制度を利用して学校と警察が相互に連絡を取り合った内容は、原則として本人・保護者等にあらかじめお知らせします。緊急の場合は事後に速やかにお知らせします。ただし、本人への指導や事案の解決を著しく困難にする場合に本人等への通知をしないことがあります。

Q4 この制度で相互連絡されたことが進路指導に影響することはありますか

学校から警察に情報を提供したことのみにて、進路指導に影響が出ることはありません。警察から学校が提供を受けた場合でも、本制度により収集した情報の内容のみにて、当該児童・生徒の進路指導に関する不利益な対応が行われることがないよう、必要な対策を取ります。

Q5 この制度で学校と警察が相互連絡する件数はどのぐらいですか

この制度を利用して学校と警察が相互に連絡を取り合う必要があると判断される健全育成上の課題は、現在の国立市立小・中学校の様子から考えると、1年間に市全体で1件あるかないかの程度と考えております。

引き続き、この制度の活用が、必要最小限となるよう努めてまいります。

警察・学校相互連絡制度に関するお問い合わせは

国立市教育委員会 教育指導支援課 042-576-2111(代)